

第 2 7 号議案

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。